

三田智子『近世身分社会の村落構造』と 南王子村研究の課題

のび しょうじ*

私がほかの人たちよりも遠くを見ているとしたら、それは巨人たちの肩の上に立っているからです（ニュートン）

（アダム）スマスは自分の優れたアイデアが、他人に盗まれるのではないかとつねに警戒していたが、自分が行う無断引用には無頓着だった。スマスは出典を明記することなく他の作家の文章をよく流用している（ウルリケ・ヘルマン『スマス・マルクス・ケインズ』53p）

はじめに

昨年2019年は、期せずして『奥田家文書』第1巻が発刊されてちょうど半世紀になる。同年『播磨国皮多村文書』（部落問題研究所）が出版、そのどちらもが被差別部落内に伝来した古文書の翻刻であり（後者はそれのみではなかったが）、ふりかえってということではあるが、幕府・藩の法令や随筆類を主な資料として書かれてきた部落史研究が、新しい局面に入ったことを告げたといえるだろう。その旗手は前者は森杉夫、後者は脇田修であった。

もっとも前者は3巻まで宗門帳（安価でなかっただけにがっかりした記憶が強い）、史料集が研

究者の話題にのぼるのは4・5巻以降を待たなければならなかった。ちょうどその時期部落内文書を多く含む『兵庫県同和教育関係史料集』（兵庫県部落史研究委員会編 内容は県内家別部落史史料集毎年1巻1,000頁を越すもので全3巻。以下兵同史という。1972～4刊）が世に問われ、皮多村文書は9割方、兵同史はおそらく半分を播磨地域が占める、という好機に支えられて、この地に西播地域皮多村文書研究会が結成され、林田藩筆頭大庄屋三木家の文書15,000点のなかから、枝郷であった林田下村の史料が『播磨国林田藩下村文書』のガリ版刷り冊子となって公開、かくして地方文書じかたによって部落史論集をまとめた画期的な研究書、松岡秀夫編になる『近世部落史の研究』上下（雄山閣出版 1976）が日の目をみる。いくつかの論稿には奥田家文書が活用されている。但し前圭一の斃牛馬処理権にせよ、村崎信夫村方騒動論にせよ、高市光男人口動態論にせよ、南王子村に関わっては4～6巻あたりまでの刊本を用いることしかできておらず、現在では吟味を必要としていよう。

南王子村庄屋家「開かずの蔵」に伝来した、17,000点の文書が『和泉市史』編纂事業の過程で三浦圭一の説得に応じて公開された。一部は市史第2巻に収録されたが、事業の終結により整

*元大阪の部落史委員

理のため、部落問題研究所の入る文化厚生会館に持ち込まれることとなった。68年会館封鎖のあおりをくい、文書は里帰りする。新たに設立する大阪部落解放研究所の事業計画が起り、三浦・森杉夫らの手で研究会が組織され、ゼロックス機を蔵に持ち込んで、全点のコピーをし、これを手分けして解読する作業が始まった。最終的には南王子村文書を含め1,000頁の大冊が20巻という、空前絶後の部落内文書史料集として刊行をみたことになる。勃興期の解放運動なしに成立しなかった希有の史料集である。研究上の恩恵は今なお続いている。

けれども伝聞ながら、文書本体全体はその後に焼却処分されたと聞く。コピーされた文書は今も府立中之島図書館倉庫に存在する。大阪の部落史委員会では実見し、活用の議論も起こったが断念した経緯がある。

南王子村を主題とした新しい研究『近世身分社会の村落構造』が、2018年3月三田智子の手でまとめられた。本書の主たる範囲は18世紀中期であるが、三田はその後も19世紀を含む本格的な南王子村研究を続々と発表している。本稿は著書を対象に本格的な論評を試み、本書を通して浮き彫りにされる南王子村研究の課題を俎上にのぼらせ、その先に18世紀中期を軸とした部落史研究の新たな方向性を模索しようとする試みである。

1 本書の構成と問題の所在

1-1. 章立て

本書の元は2010年12月大阪市立大学に提出された博士論文に加筆・修正をおこない、序・終章・補論1を新たに加え整えたものである。2015年『和泉市の歴史4 信太山地域の歴史と生活』刊行まで手元にあり、ほぼ同文が著書にある点で

市史刊行後の脱稿と思われる。18世紀後半から19世紀にかけての南王子村を史料で追った後にまとめなおされたことになる。¹⁾

所収論稿の順序立てを示す。全体が10章(章としては6章だが、序と終章、補論2本が挟まる)、部立てにはなっていないが、自身3部構成と述べているので、以下従う。[] は内容を示すために付した評者のもの、○は新稿[未公表部分]である。章末の[] は、改定はされているが初出掲載誌と発表年次である。

○序章 [課題意識／研究史／本構成]

[第Ⅰ部]

○第1章 泉州泉郡平野部地域における近世村の成立

○第2章 南王子村の確立

○補論1 王子村と王子(かわた)村の延宝検地帳の検討

[第Ⅱ部]

第3章 18世紀中期の南王子村の村落構造 [部落問題研究 2006]

第4章 泉州南王子村における村落構造の変化 [部落問題研究 2008]

○第5章 南王子村の村入用と西教寺「俗親」について—18世紀後期から19世紀への展望

[第Ⅲ部]

○第6章 南王子村の草場と得意場(旦那場)—19世紀を中心に

補論2 南王子村における人口増加と出作・小作 [部落問題研究 2010]

○終章 [1村立／村の内部構成／内部構造の展開]

三田はその後も南王子村を対象として、とり

わけ18世紀中期以降の時期を対象に、いくつもの論稿を発表している【巻末表1参照】。

まずは3部構成になっている各部の主題と特徴、そこに孕まれた問題を整理しておく。

1 序と結語が新稿、序は課題意識／研究史／本構成、の3つからなる。終章は1村立／村の内部構成／内部構造の展開、3点のまとめと一般化（畿内の皮田村との異同・比較）に分かれ、自らも含めた課題で締めくくられている。

2 1部は信田山（信太明神社）周辺を場とした、太閤検地から近世前期までの村落・地域社会形成史と、その中に南王子村を位置づけるものである。内容的には『和泉市の歴史4 信太山地域の歴史と生活』三田執筆分と重複する部分を含むが、新稿とした。2部は南王子村の家族・住民構成の多様さと特質、村落機構の独特さの解明。最も充実した、また三田の分析が精彩を放っている部分。内容的には徹底した宗門帳の分析に裏付けされた実証研究となっている。3部は6章「旦那場」論に端的に示されているように、『奥田家文書』に依拠しているとはいえ、三田も指摘する通り主要文書・史料は村役人とは別個の「(草場・旦那場)組合」が所持し伝えてきたと思われ、つまりは『奥田家文書』には中核文書はない。史料集では断片のみ残されている、といった領域に相当踏み込んで論究しており、当然自身分析の武器・用具、蓄積をもたない相当に乱暴な挑戦といえ徒手空拳になっている。それをいえば1部も『奥田家文書』以外の、『和泉市史』編纂過程で集積された史料に大半は依拠した業績である。

3 そこからは当然、なぜ自家薬籠中の分野でまとめなかったのか、18世紀の外に（1部は15～17世紀、3部は19世紀に顕在化する領域）出るリスクを意識しなかったのか、という疑問

が頭をもたげてくる。関わりをもった『和泉市史』執筆からの要請が課されたとしても、新しい領域にチャレンジする精神とみるか、十分な準備も装備もなしに立ち向かう若さゆえの冒険とみるか、評価が分かれるだろう。自己の得意と得手を見極めること、現時点での能力で処理可能な領域・分野に限定することは研究の初歩に属する。第5章村入用の分析では新しい展開を予測させたゆえに、実においしいと思わせられたからでもある。その意味で評者はいい選択ではなかったと思う。ともあれここでは2部所収の論稿を集中的に書評する。

本書全体が南王子村1村に関わる論稿集であることにかんがみ、図表一覧と索引はどうしてもほしいと思った。『奥田家文書』『南王子村文書』両史料集が完成しており、所蔵者奥田医師が刊行委員であった酒井一に委嘱して、自費で『総目次・索引』を出された。その最大の欠陥が村民名の索引を欠いた点にあった。18世紀中期に限ってとはいえ『宗門改帳』に果敢に挑戦して、一定の成果を生みだした三田の手で、有意義な人名索引が作られていれば、今後の研究に多大な貢献を果たしただろうと惜しまれる。

1-2. 論評の構成と立場

冒頭南王子村文書の刊行によって「当事者目線」という部落史研究に根底的な領野が拓かれたと指摘した。けれども大きな陥穽も抱えた。それは近世中期までの史実と動向を欠いた史料群ゆえに、後期の部落史像に偏るということに帰着する。ある意味今回三田はその陥穽に果敢に挑戦して大きな成果をあげた。本稿で近世中期と初頭～前期に焦点を合わせ論評するゆえんである。

まず本書の成果（達成）と問題点を概括する。

やや長い論評ゆえに細部にわたる指摘に迷いこまないため、本全体を俯瞰しておこうということである。

次いで本書が舞台とする泉州南王子村の史的
研究の研究史を業績一覧だけでもしておきたい
(巻末表1参照)。それというのも、本書欠陥の
最たるものは、まずもって先行研究との格闘の
あまりみられないと思われる点、たとえば当該
地域の延宝検地についての森杉夫の業績に依拠
しながら、それをまったく断らない(牧原成征
2019 [部落問題研究228] の指摘)、などの研究
姿勢であろう。南王子村奥田家とは別にもうひ
とりの庄屋があり、その史料が一括鬼頭文庫(現
在大阪市立博物館所蔵)として現存する。森杉
夫「明治初期の村格一件」は『村格一条二付御
用留』を史料紹介したものであるが、3部を構
成する19世期の南王子村を解明するに必見の文
献であるが、それさえも読んだ形跡がない。論
稿にはいずれも冒頭(「はじめに」)執筆の意図
と目途が披瀝される。後にそのいくつかに入っ
て吟味を加えるが(本村付体制論や旦那場制論、
宗門帳研究[註6]など)、史料に基づく整理部
分や党派的研究史整理の要約評価はひとまず措
くとして、一般的には、研究とは己れの本能的
感性を信じ、先行研究との真摯な格闘を通して、
核心を抽出するなり批判的検討を試みるなりし
て、得られた視座から課題を設定する。学者は
それを「巨人の肩に乗って」と表現してきた。
自己の感性と先行研究との格闘の深度がほとん
どを決する。ところが三田の場合には、どの論
稿も似たような課題設定となり、したがって平
板なまま、つまりは「考え抜く」ことなく終始
してしまっている²⁾。若干の論稿と名前は行論
中に触れるけれども、研究総体の一覧だけでも
掲げておこうと考えた次第である。

内容に踏み込んで1点のみ指摘しておく。4
章冒頭南王子村史研究のなかから「重要な事項」
村の特質として5点を挙げた。①1村立の皮田
村であり、それが認められた理由は「地域的特性」
にあった②庄屋文書でありなら周辺の百姓村
に伝存した庄屋文書と異ならない③18世期中期
より1村に同時に2人の庄屋が併存する特異な
村制であった④役負担とされる下級行刑役を負
わなかった⑤畿内皮田村同様人口激増がみられ、
18世期中期の「村のあり方」として小前・無高
の増大であり、実態は出作の拡大に求められる
(p218)。

本論評の考証と結論を一部先取るようになる
が、少なくとも①⑤は畿内の相当数の皮田村に
当てはまる事柄で南王子村に固有の特質ではな
い。②は③を前提するだけで百姓村と通有の文
書群ではありえないし、厳然と皮田村であるこ
とが自明なのであるから、その点からも古文書
学的にさえ百姓村文書と同質ではありえない、
いやあってはならないことだろう³⁾。この村の
固有性としては③④を挙げるに留まろう。けれ
ども、本文で縷々述べるようにそれさえも畿内
にあってこの村のみの特質ではないのである。

本書の成果の何よりのものは、南王子村の歴
史を二分した寛延2(1749)年村方騒動の、通
説的理解(高持層対無高・小高層)を批判的に
乗り越えることに成功し、新たな像を提示した
ことにある。残念ながら「新たな像を描く」と
いう点では成功したとはいえないが、その問題
は後に立ち返る。ここで重要なことは新たな村
方騒動像を描くについて、実にたくさんの基礎
的史実と考証を積み重ねたことであり、18世
期中期の村とイエの具体的実態を明るみに出
したことであり、それら一つひとつが成果とい
えるものから成っている。

二つには寛延村方騒動の結果村は「一村二制度」の村政が敷かれる。高を半分に分け、その土地を所持するものは、その限りにおいて一方の庄屋支配に入る。その段階ですでに村内無高は半数を超す。彼らは1年交替ごとに別個の庄屋行政下に服することになる。売買により田畑所持が替わるごとに、庄屋＝行政支配が変わり、複数の田畑を所持し、それぞれが別個の庄屋支配にある時には、土地ごとに両方の庄屋の管轄下におかれるということでもある。寛政12(1800)年時点で27人もの者が両擲に属した(262p・264p)。この重大さは、いやむしろ村政混乱の元凶ともなる高分けのその後がどうなったのか、これまで誰ひとりとして指摘したもの、それを追求した研究者はいない。半数を超す無高層をどう扱ったかの視点を持たないという点で、三田の分析も不十分を免れないが、ともあれそれを5章で追求し、「一村二制度」が幕末まで存続した制度であったことを明らかにし、そのうえでの問題点を指摘したことが成果として挙げられる。

ついで問題点となるのは第一には、家(家名・家産・家職)の未成立とみていることである。かくあるべき家がないとみるか、百姓村とは異なる家意識(こういう規定もアプリアリに家の存続を基底にしている捉え方となってしまうが、それはひとまずカッコにいれたものとしておく。補論2では三田なりの家意識を肯定していると見る。)がある、その心性をとらえることこそ宗門帳分析の本質ではないのか。ひとつを取上げれば上層では家よりも氏的な存続意識、中下層にあっては分家圧力の下で立身(己れが村で立派になる)が目指されている。同時に子ども達は、一定年齢に達すれば家を出て一人立ちする慣行が村に定着していることであろう。

二つめには指摘した先行研究への態度とやらんで、部落差別に対する感性のあり方である。「差別は犯罪である」地平を共有しえない点である。惣之池をめぐる王子村との熾烈な闘いでは、孤立無援にして満身創痍の立場にたった南王子村を「対等に争っていた」(三田99p)と評価する態度に露骨である。

天明段階ですでに南王子村民は、王子村に130石(村高320石でいえば3分の1強がすでに南王子村民の所持となっていた。かつて59石を皮田が持っていた[居住地5石余は免租地であり総高64石]、それを元に戻したとしてもそれに倍する所持である)の出作高を持っていた。手放す王子村民の個々の事情は様々で、喜ぶものも助かったと思うものもあるだろう。けれども底意としてはこれを怨嗟に思わぬものはなかったとすべきだろう。それは周囲村々の出作地であっても同じだった。賤民への差別[伝統的勸進由来の差別一百姓の温情にすがってたつきする]と、その怨嗟が癒合した新たな差別[損得感情と台頭心性]が周囲に蔓延していたとするのは、あまりに過大な評価だろうか。私はそうは思っていない。今日まで底流を流れている「心の奥底に横たわる物語[デープストーリー]」がちょうど18世紀中期を境として生まれ出ようとしているのだと考える。皮田を犬猫同様の命の値打ちしかない「穢多五人、六人ハ打殺候而も、何方よりもたたりは無之」と公言して、集団暴行を加えた和泉国での史料上の初見は明和9(1772)年信太郷中村の稲荷社祭礼である(奥④663～5p)。以後それは広がっていく。知識として部落差別を犯罪と認識しているとすれば、本書に表れた態度は、「部落差別は過去の問題である」とみているのであろう。

2 18世紀中期南王子村の村落構造の特質

三田の本領が発揮されている第2部3章、市史が発掘した数多くの新史料を駆使し労力を傾注した第1部を取上げ、本格的な論評を試みる。第3部6章では旦那場・草場制について拙稿の整理を読んだと断っているが、ほとんど内容が理解できなかった見本のような結果となっていて、市史編纂が発掘された新史料の紹介はあれ、その史的位置づけも不確かなものであり論じるに値しない⁴⁾。当然長い研究史を集中して読むことも総括することもしていないと思われる。

2-1 寛延村方騒動の事実認定

3章の原形は三田の学界にむけた最初の論稿である。卒論である。2006年『部落問題研究』に長大論文として発表された。課題意識や論理構成の、三田なりの思考回路の特質や弱点もそこには凝縮しているとしてよからう。

先に著書の第一のなによりの成果は、この村の歴史にとっても段階を画する寛延2(1749)年村方騒動について、通説を乗り越え新しい史実を提起したことにありと指摘した。その成果は直後から明和7(1770)年まで、21年間の家・家族の精緻な実証分析を前提しながらの成果に支えられた。その意味では寛延村方騒動の分析以上に、18世紀中期の南王子村のイエ・家族構造の解明そのものを第一に挙げるべきかもしれない。天明4(1784)年正月が村制にとって画期をなしたというなら(4章)、せめて天明8年までの射程を設定してほしかった、と言っても詮ない⁵⁾。

冒頭触れたとおり刊本第1巻から3巻は宗門帳であった。1970年代部落史研究の主潮流は成立論と差別構造論であった。そのため研究者全

体の反応は鈍かったと思う。知る限りこれに本格的に取り組んだのは高市光男だった。暈半暈一暈は大げさでなく、宗門帳の一軒(一家)ごとの寛延3年から明治3(1870)年までの、120年間の家系図を模造紙に記し糊で継ぎ足し、4巻以降の個別情報を個々の家・個人の箇所に書き込んでいく、気の遠くなる作業を始めていた。その最終成果が『近世部落史の研究』下巻所収の論文である。ここでも6巻以降の史料をみていない限界は避けられない。少し視野を広げれば、歴史人口学はまだ立ち上がっていない。そしてなによりパソコンも諸ソフト(エクセル・家系図・データベース・情報処理など)もない、原始的筆録と紙カードがあるだけだった。現在では史料集全巻を(裁断することなく)データ化することもたやすく(いわゆる自炊[個人作業]でも可能だし業者委託もできる)、デスクトップ程度の容量で、すぐさま必要な頁に飛ぶことも、人名などを瞬時に検索することも容易となる。

三田のそれは(実際作業をみたことはないけれども)、デジタル時代の宗門帳研究といってよからう。論評する限り3章での分析を追体験する必要があっただろうが、1年以上かけての集計・分析であったらうと想像される時間を、費やすことはできず降参するほかない。したがってa家族構成図b家族変遷相関図(家図とする)やc家系図の事実確認・吟味などは大半は行っていない⁶⁾。【戸数人口表 表2】

上記を念頭に寛延村方騒動見直しに結実した個別的成果を列挙しておく。

a 三田は根気強く7家の家図(21年間の家の変遷と相関図 当該期一方の庄屋となる次兵衛、一時庄屋を勤めた権右衛門もある。宗門帳分析に家番号を付けているが図には付されていない。それを言えば本文でも、要所に家番号を付して

表2 南王子村戸数・人口構成と推移

西暦	和暦	惣戸数	惣人口	高持	無高	屋敷 地所 持者	借地	借家	備考	典拠
1688	元禄1	58								
1690	元禄3	59								⑫ 1790
1713	正徳3	94	403	36	58				牛8	① 1
1738	元文3	107	521						牛10	
1744	延享1	121								
1750	寛延3	135	661	56	78		73	5		
1774	安永3	152	665	61	88		81	7	不明3	
1784	天明4	175	799	83	92					
1798	寛政10					94				
1800	寛政12	231	1112	98	131		100	31	不明3	
1810	文化7	242	2343	90	152					
1826	文政9	292	1535	90	202		156	46		
1837	天保8	317	1791							
1943	天保14	321	1578			77	128	108		
1849	嘉永2	356	1793	85	271		121	150		
1856	安政3	336	1881	75	257		179	144		⑮ 2512
1869	明治2	394	1961	76	309		96	213		
1871	明治4	419	1984			79	154	186	村内奉公人 18	

*寛延3年以降は宗門改帳による。明治4は南①②

いれば検索の便があった)を示し、この村での相続、分家・同家、欠落・不明(帳面で追えない、検索の結果として追えない、推定しえない人名・名変りを明記していることは、それ自体煩雑だがこれからの研究者の共通の課題を提起しているという点でも重要な貢献である)の多様性を明らかにした。

19世紀を視野に入れた場合には利右衛門と五兵衛、16世紀を振り返れば源太夫・仁右衛門・若大夫らの帰趨が問題になる。その点でも(後のこととなるが)源太夫が利右衛門の先祖とつ

ながらない、むしろ治(二)郎兵衛を介して太兵衛(五兵衛)に繋がる可能性が高いことを示し(補論2表2そこで太兵衛-五兵衛図も示された)、そしてなにより利右衛門・儀兵衛相関図(169p 図8ここにはおのおの家番号が付されている)でもって、閨閥(婚姻・養子)による親族形成が見事に立証された。

b持高とその相続・移動を重視する三田は、宗門帳の欠けた年度の免割帳のほか、誰も着目しなかった『修復銀戻し割賦帳』により、寛延より12年も遡る元文3(1738)年の持高を復原する。

実際相続により持高が変化する（5石の持高が3石と2石に分割されたとして、2石を相続した者がそれ以前に改名していた場合、前後で2石を増した人間を探すことで個人を特定し、かつ改名も明らかにしうる）のであるから、これは有力な家図作りに欠かせない。より確実・正確性の高い家図となった。

c 村方騒動により寛延以前の村文書は（主に水利関係・免定を除いて）もう一人の直前まで庄屋を勤めた次兵衛家に残されたことで、（元禄期の二度の大火事を免れたとして）奥田家文書には断片のみ残った。三田は全巻からその断片を拾い集め、考察を加え寛延以前の村役人表と寛延以前に起こったであろう交代劇を明らか、もしくは示唆した（表20・23 194 / 201p）。

d その労多い考証によって a 以前に数度、少なくとも移転から40年近く続いた利右衛門庄屋制が、役召上からみて村方騒動が存在したと考えられる β 移転前には太兵衛庄屋（19世紀村政の主役となる五兵衛は直系の人物である）・年寄弥左衛門体制が18年続いていた。この場合の役召上は村格否定に抵抗しての名誉ある処罰であった（それは村の集団的記憶となる） γ 儀兵衛の台頭は享保10（1725）年以降、二人年寄の順位が二郎兵衛と逆転するのは享保17（1732）年以降となる。かくして二郎兵衛とは誰ぞやということとなる。以前の年寄弥左衛門・助右衛門については探索の糸は切れているが、二（治）郎兵衛についてはそれが寛延以降の二人庄屋制下の庄屋次兵衛の親であるとみられる⁷⁾（200p 私見では三田の見出した二郎兵衛溺死1件の史料をもってしても無理筋と思うが、濃い血縁であることは疑いない）。

寛延村方騒動について、ここでは三田本に従い利右衛門派を★、次兵衛派など（反利右衛門派）

を☆と図式化して概括すると、まずは直前までの村政の流れは次のようなものとして描ける。

a 庄屋職をも利用して享保期に驚異的な持高集積をおこなった利右衛門★は儀兵衛★と「一家」を形成し、年寄は二郎兵衛☆とバランスをとって長期村政を握った。けれども二人年寄の儀兵衛★を筆頭に交代させるなど専横が過ぎたのだろう、元文3（1738）年罷免、太兵衛☆一族権右衛門庄屋☆、けれども年寄は仁右衛門★体制となる。だが1年を経ず元文4年には庄屋伊兵衛★年寄加兵衛★で、利右衛門派巻き返しに成功するが、村大勢の抗議で罷免、助松村の両人が兼帯する村政となる。独立村政を脅かす策動には総意としての村の反発は強く、南王子村年寄捌へ、そして延享元（1744）年より「村方一同に推され」庄屋次兵衛☆年寄元右衛門☆体制となる b 今回の騒動は利右衛門が領主交代を契機に巻き返しを計った「リベンジ」村方騒動と位置づけられる。「この間の混乱は高持対小前・無高層というよりも、高持層内部の対立」（203p）高持内での利右衛門派か反発かの軸と三田は結論する。

2-2 村方騒動を支える村落構造

果たして寛延村方騒動の総括としてこれは妥当なのか。ここで問われているのは担い手の持高ではない。村政の性格であり村のあり方の指向性だ。村落構造の解明のため家に着目するといいいながら、所詮持高を基準としてしか家も人間も、村内の構成も見られないために、かかる平板な結論となってしまったのである。躰きの石は、何度も自らに言い聞かせるように小高・無高といえども、貧乏・無力とみてはいけなしいいながら、村外の出作・小作を抛り所にする像しか描くことが出来ず、結局は「雑業」規

定とともに、通俗的想像から出られなかった。小高・無高の実像の把握に成功しなかったことが大きい^{8)・9)}。

若干の事例をみる。明和5(1768)年11月同じ一橋領池田下村太兵衛から「銀子百八拾目・やまめ〔鉦カ〕二丁・よき〔斧 伐採道具〕二丁」を借りた、親の代からの無高である丈右衛門は返済の道たらず家族共に欠落する。この事実を書きながら(154p)無高である丈右衛門が、金にして3両もの大金を借ることができたのか、また無高の者にたとえ懇ろとせよこれだけの大金を貸したのか。確かに関係史料はないのであるから、それ自体を追求することは出来ないとしても、詐欺でない限り、両者になんらかの「充て」があったの事と考えるべきだろう(山道具貸借から薪・柴の商売を想定する)。とすれば三田はここで立ち止まってみるべきだったのではないか。

また宝暦～明和期に小高・無高層を中心に、主に王子村への出作が集中的に行われたことが知られており、三田もその確認をおこない、自ら具体的分析をおこなっている(3章表17/178p～)。三田が得た結論は、「無高」といっても出作地をもつ安定した層と、持たない最下層があるという、ごくごく一般的なもの、無高の分析では「何らかの経済力」(179p)を示唆しただけのこと、「彼らも多くはそれまで高持層の下で小作をしていたのではないか」(184p)に至っては当時の小規模小作の実態と大きく乖離しているといわなければならないのではないか。問われているのは田畑を買得しうるだけの村内無高層の、家計構造であり収入方途であろう¹⁰⁾。

3章註6で三田がいうかわた村「村役〔庄屋・年寄〕・皮多役〔惣代・肝煎〕制」(18・135p)を論じ、草場や得意場が「村内各層にとって取

入源」(351p)と気づきながら、同章に補論の成果は反映されていないことから、既発表論文を収録するにあたって、一書に統一する観点からの論旨の見直しがなされたか、深く疑問とせざるをえない。残された最初の宗門帳である寛延3年時点で、大坂渡辺村への奉公人が6人中4人(2年後には5人全員)もいたことを、「原皮」がらみの交流と捉えなければ説明はつかないだろう。

村方騒動に戻る。起点は確定できないが、早い段階から利右衛門家は村の有力者であった。移転直前の太兵衛失脚を好機として、移転後すぐさま(寛延以降の利右衛門からいえば先代のことであるが)ヘゲモニーを発揮し庄屋職を襲い長期村政を敷いた¹¹⁾。

ともあれ初期利右衛門について(三田が見逃しているのか等閑に付したか)、指摘しておかなければいけないと考えるのは①移転と同時に庄屋を就任し、その後(三田の探究によって明らかになったことであるが)40年近くの長期村政を敷いた利右衛門(とりあえず初代としておく)は、寛延2年村方騒動を主導した利右衛門(二代)ではありえない。寛延2年数え歳62歳、元禄11年は12歳、寛延時の利右衛門が元文元年罷免された利右衛門ではありえない。細い可能性は(史料が不足していることによって庄屋代替わり記録がみつかっていないとして)40年間の途中で代替わりしたかもしれないことである。三田はその可能性を指摘する。元文元(1736)年だと二代目は50歳庄屋であって不自然ではない②二代利右衛門は長子(と思われる)源兵衛の生まれ歳が享保5(1720)年、前年の結婚とすると享保4年32歳は晩婚の部類になるが、ありえない年齢ではない。村内持高の集積も王子村の出作田畑の買取りも享保ころから始まっているこ

とを合わせ考えると、享保前期に二代目が襲名し庄屋職も襲った可能性は強まる ③ともあれ寛延村方騒動は二代目にとって最後の挑戦だった、ということである。それから12年間の庄屋勤めを果たし73歳、娘掣為右衛門（儀兵衛長男）に利右衛門名義を渡し庄屋職を継がせ没した

④寛延後の利右衛門家と「一家」の村内での土地集積は早い段階で頭打ちとなる。それはひとつは「1村2制度」に依存し、もうひとつは村高140石余の限界に近づいたことに依るだろう。

刊本『奥田家文書』には、利右衛門家の農業経営や経済活動に関する史料はほとんど翻刻されなかった。所蔵者の意向であったとすればいたしかたないともいえるが、農事経営・経済活動、家計となれば、極私的資料でなく、家の外・村の外を巻き込んで展開されているという意味で、公的・社会的活動とみるべきものである。それら大半が翻刻されなかったことは、今となってみれば瑕瑾以上のものということになるだろう。

元文元（1736）年の罷免まで、（二代に涉り）40年近く庄屋を勤めあげた事実から、実務も含め村運営に長けており、彼が一橋役所の覚えもめでたく、内実はともあれ村民からも合意を取付けることに成功していた。だが罷免された13年後の寛延村方騒動をみれば、利右衛門・儀兵衛「一家」に対して、小高・無高層を軸に村民の多くは別の庄屋制が可能であるならば、そちらを支持する気分の高いこと、利右衛門家に対する根深い不信を示している。判明している歴代村役人表（p201表23）が示していることは、（石高制の藩政村である性格上）高持に限られること、けれども一層重要なことは、三田の分析（得た見解）とは異なり、利右衛門派と反主流派とのバランスを保とうとする力学が、総意としての村の意思として働いていることだろう。とこ

ろが年を重ねることで「行き過ぎ」「専横」はどうしてもおこる（長期村政は頭から腐る）。小高・無高といえども村住民という理由で家割・軒割を掛けながら、彼等の意見も声も吸い上げるルートも聞く場もないのである。年寄を反主流派二郎兵衛・同権右衛門を置いてバランスを保ってきたものを、享保10年には儀兵衛を第二年寄に、同17年には儀兵衛を筆頭年寄に据える。この過程を三田は「自然と次郎兵衛と儀兵衛の力関係は逆転していった」（三田 203p）と捉えている。けれども先に2-1で利右衛門派★と反利右衛門派☆として図示した経過を大局から見ると、村政の方向性という視角を持たないゆえに、あたる限りで庄屋を含む村役人の変遷＝交代劇を明るみに出しながら、結局は三田も高持・小高（小前）・無高に囚われてしまっているといわざるをえない。自派閥で村役人を固めることは主観的には村政をより強固にするが、同時に村政に混乱をもたらす。かくして揺れ戻しがおきる。

移転と同時に庄屋を襲った利右衛門の長期村政の下で、高持（この村では高持を百姓という。但し宝暦13年次兵衛作成の『諸事御用筋扣帳』では出奔した者の帰村願いに「無高百姓佐太右衛門」と肩書きされている）中心の村政が指向されたことは、村方騒動勃発の起点となった利右衛門派の二つの訴状（三田190p以下で7点に要約されている）に端的に示されている。悪びれることもなく露骨に「高所持之百姓共歎ケ敷」「百姓困窮」と書かれている。小高・無高を軽んじ「排除」する進め方に、高持でありながら村政から遠ざけられる一部高持層とは気脈を通じることになっただろう。非主流派の高持にとって小高・無高を味方につけるためにも、大義名分のためにも農本主義とは異なる村作りが模索される。多くなった「諸掛り物（を）高百姓共」（第

1 訴状 奥④315) に掛ける。「村方ニ而順々…人足相勤候所…高掛り仕」る(第2 訴状 奥④316) と百姓層は嘆くが、小高(小前)・無高層は村政そのものから排除されているのである。

眼前で展開している事態をもう少し焦点をあげ抽象度を高めていえば、そこで問われているのは村の「あるべき姿」= 指向性であろう。播磨を含む畿内の皮田村村方騒動を集成・分析してきた私は、それを限りなく周囲農村・領主の「期待する村落像」であり、皮田の中にも強く存在する幻想である「皮田百姓意識」、一般化していえば同和主義= 農本主義であり、心性の根底には下条芦原池争論という南王子村とは関わりのない養魚争論の際出されたという『御教示』「元來殺生者可好事二者無之、其家業ニ生立候者者格別、百姓者殺生杯致候而者、農事疎く損有而益なき事に候」(奥⑥515) を「余り難有御教示」と感激して書き写した利右衛門の態度に表れている。斃牛馬処理を起点とする「穢多商売」と目される、種々の生業への強烈な忌避感いや憎悪意識こそ彼我を分かち指標になっていた。対して厳然と身分制が存在し、剥きだしの暴力が普通に横行している地域社会の中であって、実力行使を含む対抗と経済力を蓄え結束することが差別を払拭する唯一の道だと信じる対抗文化を基盤とする村落創りの、路線上の対立にあったと総括した。前者は支配的思想と権力に保護されて安定する確率が高いが、後者は明確な思想を構築することも困難であり、対抗文化が持つ相対性(農本主義に対抗する点は明確でも、それに抗した「村」がどのようなものであり、運営されるかの経験蓄積も設計図ももつことは、大きくは時代的制約のもと難しかった) 故に安定することは至難であった。畿内の大枠では、皮田村が取りうる選択としては牛馬運送・食肉

業(すでに18世紀後期には河内国食肉経済圏が成立していた)・皮革業(皮革関連業を含む)が実感できる現実的方向性としてあったといえる。それであっても当事者意識としては先の嘉兵衛(本稿註8参照)のいうように「農業の隙間にする商売・産業」という位置づけであった。南王子村にあって、彼等が抵抗主体を「小前惣代」と明言するに至るのは、天保2(1831)年村方騒動においてであった(当初はまだ小前百姓惣代名であった)。

2-3 若干の指摘

実証的反証や証明立てはこれ以上おこなわない。3章に関わっては三つばかり指摘をして終える。

指摘する初めの二つは、三田が南王子村史研究を部落史の克服をめざし、村落史、さらに踏み込んで村落構造論の枠組から論じると宣言した視角と深く関わる。すなわちそれは村落史と地域社会論さえ峻別することない自己都合に過ぎないこと、それは村落史や地域社会論の、前者は膨大な、後者でさえそれなりの深まりをもった先行研究の蓄積があるにも関わらず、それさえも十分に読むこともなく咀嚼もできていないために起こったこと、皮田村を部落=差別を抜きもしくは軽んじる姿勢の村落構造枠組から捉えることに、初めから大きな死角を作り出すほかない、と考える。かかる指摘の適切な例解ということになる。少なくともそれは朝尾がめざそうとした立場とは懸隔した研究姿勢というほかない。

第一は村方騒動の結果、利右衛門派の特異な要求である一村二制度(一つの藩政村でありながら[相給村でもなく、分散した集落の帰属意識が異なるとか、^{おおあざ}大字が複数あるというのでな

いにも関わらず] 村高と村役人が複数に分割された。同時に藩からも地域からも、つまりは外に向っては一つの村となっている) という周囲を見渡しても見られない村制が発足する。初発から矛盾いや爆弾を抱えた村制の出発である。であるならばかかる「一村二制度」が畿内の百姓村に例があるのか、そのような村制が存在する条件はなにか、また畿内の皮田村に同様の事例があるのか否か。3章はその探索をもって締めくくられなければならないのではないかな。けれども村落史といいながら、その探索の一步さえ踏み出した気配はない。部落史プロパーの私には百姓村のことはわからないが、皮田村には大阪府域だけでも能勢郡下田村などいくつかの事例があり、若干は『大阪の部落史』通史(10巻)に触れられている。

第二は南王子村の行政村としての「1村立」規定である。村落史枠組で当村をみようとする本書の視角からすれば、百姓村の行政形態の分類との共通性と差異が示される必要があろう。移転後を対象とするのであれば独立村(わざわざ一般百姓村にかかる規定をすることはないが)、もしくは藩政村類型で済ませることができる(このあたりの村落史研究は福田アジオ、それを部落史に援用した藤本清二郎を参照すべし)。畑中敏之「本村付体制」論を援用してかと思えば、部落史枠組を脱していないとして否定している。枝郷制論の研究史を無視しながら、先行研究の上に立っている、皮田村行政形態を貫く特異な概念である「1村立」規定だけを、すでに一般歴史学的概念であるかのようにこっそりともちこんでくる(註19参照)。

「1村立」解明を中心論点と考えている三田の第1部(評者はそれは錯覚とする)と、どうしても重複は避けえないが、ここでは3章の分析

から浮かび上がった事実にと絞って整理する。①慶長九年差出[検地]帳は、名請人などその後の事実に合わせて書換え部分もあるようだが、10年前の文禄3年検地帳を踏襲している。いや形式としてはその書上げという合意の下にある。すなわち文禄検地段階で王子村と(かわた)王子村はどちらも「村」として検地主体となっていた ②したがって文禄から、領主が同一で藩領となる貞享3年までは、別村とみなされるか、もしくは相給村(一つの村に複数の領主がある)であった。現象は同一だが、それがどちらに見られたのかは重大な分岐となる。事実慶長では甚五郎、残された文書では早くは寛文5(1665)年9月庄屋源太夫、年寄若太夫・市助から、天和3(1683)年3月庄屋太兵衛、年寄助衛門・弥左衛門と、皮田村としての村役人が存在した。それは同一領主になってからも続いた(王子村の枝郷化の策動は藩役人を巻き込んで起きるが) ③この間大きな変化があったのは正保国絵図・郷帳提出で、(かわた)王子村にとって良悪二つが起こった。プラスの点は他郷にあった出作地伯方村146石28升の「免定」(奥⑩1909)が「王子村免定」として(かわた)王子村に出される¹²⁾。

マイナスの点とは、他方郷帳では皮田高は分有されず(文禄・慶長の検地帳を村帳面と公認されているならば、いかに自村民分の所持高・所持者が少なくなろうとも、村領とするのが通常である)、(かわた)王子村分を含めた275石973合が登録されることとなった。おそらくは王子村一本の年貢免定が出されるようになったと思われる ④延宝七年検地はその集大成となる。本帳も写しも(かわた)王子村には渡されなかったし、その本帳はかつての皮田村の高分を含んだ、けれどもほとんど所持者として皮田を含ま

ない帳面であった（補論1表2）。繰返すようであるが、にも関わらず前後ともに皮田村には王子村とは別個に、庄屋を含む村役人は存在し、延宝検地も（郷が異なる出作地であるが）別々に、従って検地帳面も別々に作成された。別個の二つの村として認知され継続した⑤同一領主の下で枝郷化の圧力は強まり、岩槻藩領主交代（松平伊賀守から小笠原佐渡守）で一旦公収され代官小野朝之丞となったどさくさ、現地事情を知らない下級役人（南王子村は恨みを込めて高間利兵衛と名指し記録している 奥④385）の多分にお粗末な扱いに付け入って、王子村庄屋佐次兵衛が書類上で南王子村を「消して」しまう。知行目録に28カ村とあるのに1村少ないことに気づいた小笠原家中が（免定が一本になっているにもかかわらず、なおこの段階でも村としては2村の知行地として書上げられていたのである）、王子村庄屋を糺すと、これだけ重大な「犯罪」を謀りながら庄屋佐次兵衛は年寄茂左衛門がしたこととなすりつけ、茂左衛門は佐次兵衛に言われてしたことと無責任を決め込み、結果庄屋佐次兵衛罷免となって、枝郷化策謀はあっけなく瓦解する。ともあれ渦中これに抵抗した南王子村庄屋太兵衛・年寄弥右衛門ら4人は役召上げ手鎖の「名誉」の処罰をうける。除地の優位（相対的に高い屋敷地年貢を免除されている）を放棄して村挙げて、出作地であるが「免定」の出ている伯方村に移転を決行するのが元禄11（1698）年である¹³⁾。

三田が明らかにした史実を、私見をもって整理すれば上記のようになろう。畿内において独立村の指標となってきたのはa村高（年貢免状）β庄屋職であるが、具体的・現象的にいえば前者はa古検地帳（通常は太閤検地帳）b御蔵（郷蔵＝年貢用）c年貢免状、後者ではd庄屋職 e

高札場・高札が挙げられてきた。先の（かわた）王子村の歴史を眺めれば（とりわけ三田が3章で詳細に跡づけをおこなった業績によって）、枝郷化の圧力が強まり短期には庄屋役か村高を召上げられることもあったが、研究者としては一貫して独立村であったと「強弁」する立場もありえると考ええる。従来なんとなく独立村とみなされてきた「根拠」はそのあたりにあったと考えている。三田も3・4章執筆段階ではそのように捉えていたと思われる（4章冒頭など）。とりわけ他国・他地域で例をみないのは、合帳であったか別帳であったかはともかく、（かわた）王子村の文禄検地帳が存在した可能性が大きいことである。畿内では太閤検地をもって近世を出発したとする集团的記憶が、早くとも18世紀中期頃までは規範として生きて共有されている村社会であった。

けれども、1部3篇の論稿と3章をもって克明に庄屋職と村高の趨勢を追った三田が、始期を明らかににはしていないが、村移転以前は枝郷であったという立場をとった（2章 p73・p105）。だとすれば南王子村が「1村立」であったのは18世紀に入るとば口となり、近世の半分は枝郷村であったことになる。三田の「1村立」論は不首尾であり、この村を特別な皮田村とする前提が成り立たないことになる。なんとすれば中期後半から19世紀にかけて、畿内皮田村の実力闘争によっていくつもの「1村立」が実現しているからである¹⁴⁾。第1部は「1村立」を跡付ける詳細を論じているが、明らかになった個別史実が後に1村立になんらかのプラスに働いた可能性は否定しないが、先に要点指摘をおこなったように直接には関係のないことである。

三つ目の指摘は分家・相続の村方慣行＝支配的生活圧力として、遺産の均分相続とイエの末

子相続、厳密には、南王子村では「甲斐性〔老人前の生活意欲〕」があるものは、一定年齢に達すれば、家を出て独立するものとする明瞭だが不文律の圧力が加わる、という点である。若者組に備わった規範だったのだろう。経済的裏付としてはこの村で生きていた次の慣行が基礎にある。すなわち地域社会にあって百姓村が領主規制を通して「近世化」を達成するなか、a核家族b遺産の均等分配c末子相続d居候慣行などにみられるように、前時代の家族性が色濃く継承されている。それにより相次ぐ分家創出と末子相続による人口・イエ増加をもたらした。3章にあまりに紙幅を費やしたので、註6に若干触れておいたこともあり、南王子村イエ・家族史にとって決定的に重要な問題だと指摘のみにしておく。三田がこの村の「分家」圧力(371p)とみた内実がそこにあったことは明らかである。

3 和泉国中部平野部の近世化について

3-1 信太地域の近世化の特質

新『和泉市史』編纂事業によって、新たに発掘された南王子村を含む当該地域の新史料を十分に活用して成ったのが第1部である。二つの章と新稿補論で構成される。著書の原形と上梓の間に、三田が関係部分の叙述を担った市史4巻『信太山地域の歴史と生活』(2015)が刊行をみている。翌16年2月には三田や市史4巻にも言及した、移転前後に焦点を合わせた高阪謙次『泉州南王子村の村落空間形成』が刊行されている【研究一覧表1】。

ここでは和泉国中部平野部での、戦国末から徳川初期に至る過程を、地域と村落の構造のうえでいかなる近世化を遂げたかに焦点化して取上げる。

3-2 当該地域の近世化

当該地域平野部の近世化は大状況として書かれており、実際にも1章が(かわた)王子村に焦点化して明らかにしたことは何もない。評者が指摘する課題は2点である。一つは「南王子村がなぜ1村立のかわた村となったのかを解明するため」(29p)に論じた、という課題設定は何一つとして解明されていないこと、第二に「部落史的な研究の問題点を克服するねらい」(8p)のもとで書かれたため、三田の課題意識を離れて客観的に1章を俯瞰した場合、そこで問われているのは、(王子)皮田村はもとより、夙村・舞村(芸能民・陰陽師)、非人・三昧聖など定住系被差別集落を含むこの地域の、濃密な被差別集落を抱えた地域の近世化が問われている自覚がないこと、それゆえに焦点のぼやけた地域社会の近世化が論じられることとなっている、点である。当該地域にあって「かわた」である南王子村のみならず、定住系被差別民が濃密に定着している点は『信太山地域の歴史と生活』にあっても、いささかの視野にも入ってこない。では定住系被差別民の近世化が視野に入ってもなくても当該地域の歴史的構造が解明されるのか。それは歪んだ地域像になるほかないものだろう。

これら二つの論点の検証に入る前に、1章を読むだけで三田が部落史のみならず著書名にも掲げた村落史についても先行研究を読んでいない、格闘していないことが白日に晒されていることを述べておく。まず生活共同体として1村でありながら村請制村(研究史的には藩政村というべきだろう)として数村に分かれている、あるいは人家のない村が存在することを不思議な村という(33p)。たしかに全国的にみれば畿内は自然村と藩政村の一致率がきわめて高い地

帯と言われている。そうであるがゆえにかえって背馳する事例は報告事例として挙げられている。つまりいくつも事例と分析がすでになされている（例としては河内〔羽曳野市史など〕・播磨林田藩・姫路藩東播磨地域・丹波など）。

次に隣村ではなく、郷を異にする接続地域に相当の出作を持つ皮田村は畿内に多い。信太・上泉地域では一般の村でも出作が一般化していることが、かえって躰きの石として災いし三田は地域的問題としてこれを解こうとした。それはよいが、皮田村いや定住系被差別集落に一般的といっても強引でない程度に、郷を超えた地への出作があり、しかもそれは交換分合などによって整理されるのではなく、歴史的経緯ゆえに和泉国嶋村や播磨揖東郡広山村・松原村などのように出作分を皮田村の年貢免状に並記されて決着する。部落史では三田が最大限の贅辞を寄せた朝尾の更池村論文に立ち戻れば、この村では文禄検地段階にあって皮田のみが、郷外の村に100石を越す出作をしている村だったこと、『部落史史料選集』第2巻（部落問題研究所1989）でも取上げられている¹⁵⁾。三田が読んだという『被差別民たちの大阪』では2・3話に涉りその時点での研究の広がりや問題の所在を書いている。せめて更池村だけでも丁寧な文献探索をすべきだったのではないか¹⁶⁾。

ともあれ一つめの課題から入る。自ら設定した課題のため三田はa王子村内の高59石は王子村の高か、かわた村の高か b59石はその後どうなったのか c伯方村内の（かわた）王子村高146石はなぜ切り分けられたのか、を設問した。そして「かわた身分特有の問題として捉えられてきた」（30p）ものを「全て泉郡平野部地域の近世村成立の動向のなかで説明が可能」（30p）と啖呵をきってみせる。だが1章を読み終わっ

てもa・bは不問、cは「上泉郡では出作一揃き庄屋制が取られなかったと考えられる」（51p）というのみで、広い状況推理で片付けられる。つまりは何も解決されていない¹⁷⁾。

ましてや「1村立」の根拠を解明などしていないし、なにより元禄期に居住地を全戸挙げて（ほとんど指呼の間とってよい距離の移転であったとしても〔同時に指呼の間としても、異なる郷への移村が決定的（信太郷と王子村の「支配＝干渉」を無化しうる）な意味を持ったことを想起すべきであり、それは郷を越えてまとまった出作地を持つことの両義性が大きな意味をもっていた本義でもある〕）、伯方村に移転するまで（三田の捉えた王子村にあっては）枝郷であることは動かしようのない事実で、元禄までのいかなる史実が1村立に「有利」「助け」になったとしても、所詮は後追いの「拳証」で終わるものであろう。但し冒頭の課題設定は1章の「はじめに」で三田がおこなったものであって、私を持ち出した難題ではない。

二つめの課題に移る。ここでも言い訳のようになるが、現時点で評者が手持ちの資料と知見によって、三田の叙述を相対化すること〔三田の捉えた近世化とは異なる見方・像がありえる〕が目的であって、新しい総合的な地域像を提示できるわけではない¹⁸⁾。

1. 中世から近世まで、長くこの地域の地域中心＝磁極となっていたのは（和泉国三ノ宮）信太明神社（＝聖神社）と広大な結界丘陵であった。権限をもったのは氏子中で、社僧・神職の管理権はこの段階では限定的であった。

2. 聖神社の祭礼には氏子のほかに、かわたと舞村が「氏子に準ずる村」（『信太山地域の歴史と生活』171p）とされた。部落史の到達している見地からいえば、神職に準じた集団（見方に

よれば神役奉仕者〔三浦233p〕と見做されていたのである。舞村は信太郷上村の内に土地を持つが、屋敷はおそらく慶長差出帳にあるように大鳥郡土生〔はふ〕村に属していた。郷を異にするのみならず、郡をも越えて居住地をもっていたのである。高30石と16石7斗に分けられ書上げられた。元禄元年に編まれた『和泉一国高附名所誌』には高30石が「是は上村高之内より出る」と注記がある。残る16石余は土生村住民の出作だったのである。元は散所であつたらしく、元禄には舞太夫2名が7月14日には少し離れた大鳥郡高石村にまで出向いて「舞相勤申候」（元禄村明細帳）。同じように聖神社の祭礼にも舞いを奉納したのである。また近隣に聞こえた名高い陰陽師4・5名が「信太曆」を刷り売り出していた。

3. その上村には信太郷七ヶ村墓郷の地（ミノ墓地）であり、般若山国分尼寺を号した三昧〔墓所〕聖10軒が住んでいた。

4. 上代村の丘陵の裾野は夙村の出作地で、上代は慶長9年65石正保4年高187石（実高97石）、夙は寛永15年高154石（実高80石）から成る。彼等は延宝7年検地帳によれば、隣村富木村にもかなりの出作地を持っている。夙村は中世取石宿の地であり、大鳥郡に属し元草部村の一部であつたが、信太郷の出作地に対して（かわた王子村への出作地免定よりも以前の）寛永15（1638）年の免定が出されておられ、延宝検地直後8（1680）年には原田村と改名する。天和元年には村寺は西本願寺より安楽寺の寺号を得ている。それなりの戸数があつたのだらう。ところが元禄15年には免定は本郷上代村一本となり（おそらく元禄6年柳沢吉保知行所となつてすぐだらう）、延享4年引き継いだ一橋領は、免定内に区分さえ無くし年貢納入主体としての原田村は消えてし

まう。元村である草部村には夙のみならず、草部郷六ヶ村の墓郷の地で安国山曼荼羅寺を号した5軒の三昧聖が住み、大坂道頓堀垣外から移住した複数の「非人」（道頓堀非人関係文書）も居住していた。中世以来夙集落内には身分を異にする複数の被差別民が住み、夙の下知に従っていた。そのなごりは近世になつても各地の夙集落にみられた。

5. 聖神社の2月の革祭り（革的〔かわまと〕神事）には南王子村は牛皮の的を納め、夙村は弓弦（弓緒）を納める。それをういて行事を行ない、射た矢は南王子村役が片付けをしている。南王子村はその他にも7月の相撲神事の土俵作り、8月の神幸〔おわたり〕の道普請を担った。舞村は芸能の奉納をしていたと思われる。弓弦を奉納した夙村とは原田村のことである。但し宿村の弓弦奉納は19世紀には途絶えている。郷側の意向よりも畿内の他の事例（摂津国兵庫津など）からみて、夙側の主体的な辞退があつたと考えられている。

6. 濃密に分布する三昧聖は、多くの場合除地である墓所の管理＝所持権を主張し、事実和泉国では近代になつても多くの聖集団が墓地・墓所の所有をしていた。高浜はるなは「近世中後期今在家村の村落構造」（和泉市史紀要27、2017）で、村を構成する百姓以外の三昧聖・非人番をとりあげ、判明している事実を紹介している。そこにおいて彼らの「恒常的」な奉公人の存在を、研究史上（道頓堀墓所聖の事例はのびが指摘しているが）初めて明らかにした。また享保15年の今在家と桑原村の興味深い葬儀争論を紹介している。ただその争論に聖が当事者として現れないことを主な理由として「墓地は村の所有であつた（142p）」としている。墓地は除地にして聖の管理であつた。通史編『和泉

市の近世』一部扉には天保8年村絵図がカラーで収録されている。村領は黄色で四周は赤で縁取り表示されている。墓地は村内にはあるが(山ではないのに)堤・山を示す青色に塗られ村領内と異質と認識されている。三昧聖や非人番についての研究史を、せめて和泉国に限ってでもたどり直す程度の努力があってもよかったのではないか。

7. ここに掲げた在村被差別民集落はそれぞれに緊密か緩やかなの違いはあれ、それぞれ広域の国、さらには畿内レベルの仲間組織・結合をもっていた。皮田は大和国にみられるような確固とした組織を和泉国で持っていた証拠はないが、近隣皮田村間でしばしば申合せや合議をしていたことは明らかになっている。夙の場合も和泉国での広域組織は確認されないが、畿内レベルでは大きな問題が生じるたびに国を越えた広域訴願行動が提起されている。墓所聖は和泉国を2分して上組・下組(天明期に上中下の3組となる)、陰陽師村は歴代組、村に1世帯程度でありながら多くの村に雇われていた非人番は「岸和田藩を除いて」堺非人長吏の下に組織化されていた。

概括的に当該地域の16～17世期前期の流れをみてきたが、それによっても1章で問われているのは村落構造論ではなく、地域社会論だということ、信太郷は氏子圏のみならず入会・水利・墓郷の重なりのおかげに構成され、けれども百姓村以外の身分の集落を含んで運営されること、等。その前提となる被差別民集落について知られている限りのことを述べた。もとより議論のとは口に過ぎない。

当該地域の百姓村の近世化がいかにして「闘い取られたか」、その内実はいかなるものであったか、三田の関心は捌き庄屋制の去就に収斂し

たものであり、それさえも確たる方向性を示すものとはならなかった。だが問われているのは百姓村ばかりではない。芸能民・陰陽師・夙・三昧聖・非人ら定住系の被差別民にとって近世化とはいかなる内容をもつものであったのか、その実体を問い、かつ彼らを包んで成り立っている地域社会の近世化とは何であったかを明らかにすることであったと、私は思う。差別-被差別史観を批判しながら、そこに含まれていたマジョリティーとマイノリティーとの区分と関連をも、たらいの産湯とともに赤子ごと捨て去ってしまったことをはからずも示してしまい、豊かな地域社会像を貧相な地域像に置き換えてしまった。これらのささやかな史実によっても、三田の地域社会像とは相当に異なる地域像が浮かび上がってくるだろうことを指摘してひとまずは終える。

3-3 地域社会のなかの南王子村

文政にも山内の死骸片付けについて、信太郷の皮田だからと押しつけ、南王子村側としてもかかる不当な要求を「一笑に付す」ようには、無碍には扱えなかったように、天保8年段階の一橋川口役所への書き出しでも「尤当村は右穢多共上泉領二住仕候へ共、もと王子村領内より出候故、只今二至信太郷中之穢多にて南王子村と唱申候」(奥⑦919)というくらいであるから、引き続き郷の皮田であり、同時に王子村内の皮田である。いわば従属的地位にあると認識していたことは変わらない。その呪縛は当の南王子村住民をも捕えて放さないものであった¹⁹⁾。

この心証を郷・皮田両方から支えているものが、南王子村がもつ広範かつ多義に及ぶ旦那場=施しの場を本源的に所持している点にあることは言うまでもないことであろう(第6章はそ

の力学を解明するものとは遠い)。枝郷制は旦那場制と分かちがたく結びついていることが、在地での被差別問題を解き放ち難くしている根拠なのである。

「本村付体制論」争いにおいて、畑中が村領論を主張して「本村が皮田村を支配している」としたことに対して、峯岸堅太郎は「かわた村を支配するのは本村の村役人」と反論した（議論の1部は三田19p）。制度論として峯岸が正しいし、三田もそれゆえに畑中論を「部落史研究の限界を脱しえていない」根拠と捉えている。地域社会の自立性（1980年の藤本が提起した論点）を信じられない峯岸には理解できないことであるが、関西の近世史研究者には実感として、本村や周囲村々が皮田村に対するに抑圧と憐憫の複雑な対応をし、それが実態であったことを知っている。それが村領ゆえとみたのは畑中の失考だが、旦那場制を下敷きにしてみれば、これを支配と呼ぶかどうかはさておき、抑圧体勢が地域に敷かれていたことは間違いのないことである。畿内周縁部では皮田を懲らしめるために、周囲村々が度々「旦那場権」の停止や取上げをしている事例はよく知られている²⁰⁾。

信太山への入会「権」ひとつをとっても、郷を構成する七カ村のもつ入会権とは根拠も実態も異なりながら、皮田村（南王子村）も陰陽師村（舞村）もそれなりの入会をおこなっていた。後に三田は信太明神社の山論を取上げた長大論稿を発表しているが、それが本質的に入会権問題であり、ここには触れられないにも拘わらず南王子村が深く関わっている本質が視野の内には入ってきていない。中世から続く地域＝旦那村々と南王子村との従属的關係は近世化によって大きな変化は生まれた。けれども本質的な点では動かなかったと言っているのではないか。

紙幅が許せば三田が3章に引き続いて、『奥田家文書』と格闘した2部4・5章を「村の運営と機構」と題して、一旦は論じた草稿を推敲して収めたかったが断念するほかなかった。ただ4・5章の村政にかかわって『小前総代』を称するアウトロー的な存在」（5章 253p）とみているアウトロー論に一言。日本近世社会の特質として「徹底した社会への団体化・集団化の積み重ねの上に構成される秩序を有していた²¹⁾」。村はその強固にして社会の基礎であった。ところが生成期の理念としては高持ちで構成・運営されるべきとされても、実際には無高・借屋人は生まれてくる。南王子村にあってすでに寛延3（1774）年段階の近世中期には、高持―無高、家持―借屋の比率が逆転するほどになっていた（表2）。一村二制度下にあるのは、村内に一片の土地も持たない者は村政治から排除された、いわば「よそのもの」であった。彼らは規制外にあって流動性を高め、いっそう村治の不安を高める。若者組や個人間関係を強化する他に村での立ち位置はない。大阪市大文学部塚田孝グループがアウトローとみているものは、そうした個人間関係の、外見にして現象にすぎない。アウトローをどう定義するかという問題（俠客的心性）はひとまず措いて具体的実証を欠いた規定と考える²²⁾。

おわりに

本稿執筆のそもそもの契機は、三田本の良質な成果を2部に集約された18世期中期の南王子村研究にあるとみた評者が、それを通して部落史研究の手薄な近世中期の諸問題を掘り下げてみようとして取組み始めたことにある。本の落手が18年の暮れであったこともあり、翌年が『奥

田家文書』第1巻刊行から、ちょうど半世紀に至るとの想いも重なったことでもあった。草稿では4・5章についてもかなりの紙数を費やして論評した。村落史視角によった氏の宣言をもっとも端的に集約しているのは、ほとんど書き下ろしで構成される一部にあるため、地域社会論視角の導入と本村付体制論に絡んで「成り行き」でやむなく一部をも対象とせざるをえなくなり遡及している。そのため評者のアプローチは2部では内在的、1部は外在の様相を帯びる違いを露呈することともなった。またあまりの紙幅のため2部4・5章ならびに、19世期を取上げた3部全体は割愛せざるをえぬ仕儀ともなった。結果として形式・内容ともに三田本全体をバランスを保って論評するにいたらぬ不手際を生じさせた。ではあるが直接の対象とした三田本人のみならず、また部落史研究者に留まらず、本紀要を手にとられる広い読者を念頭において、批評する意図と対象世界が理解できるよう丁寧な論理立てを心がけたつもりである。私的には情・理を尽したつमोरのこの論評が、三田の研究心に届いてくれることを願っている。

動機が奈辺にあるにせよ、執筆の長丁場の内に去来したものは私自身の『奥田家文書』との半世紀ものつきあいのあり様であった。部落史の新たな論点を模索するたびごとに、ぶ厚な史料集と幾度も格闘した、いや助けられた。斃牛馬処理・村方騒動・広域食肉業・雪踏業・鹿皮流通、幕末維新変革期など、いくども実証・概念化において世話になった。けれどもこの村を主題としたそれなりにまとまった論稿を書くことはついぞなかったことに気づくことともなった。刊本史料集への少し辛めの注文も、1冊1,000頁20巻という空前絶後の史料集を世に出された、多くは鬼籍に入られた関係者の労苦を多としつ

つ、それゆえにこそこの長いつきあいの中で感得したものである。

【註】

- 1) 19世紀、地域から「難村」と見られ、止むこと無く村方騒動が続く村中戦争状態、維新前後には周囲村々の執拗な排外的圧迫を受けることとなった南王子村を一瞥した眼には、かつてと同じに18世紀の「平和」な地域と南王子村が捉えられたかどうか、ということはある。いや評者には命の危険をともなう暴行・傷害が日常化している（米国黒人の置かれている状況と近似した）事態を想像することができない三田の差別観からみて、18世紀的南王子村像から出られないまま、19世紀像を構築している印象がある。
- 2) 仲間内の議論に囚われた本書ゆえか、これまでに発表された書評・紹介もまた身内的なものに終始し、本格的に論戦を挑むような書評はみられなかったとみている。わけでも酷かったのは『日本史研究』「戦後歴史学の著作を読む」特集に書かれた畑中敏之の「〔南王子村の歴史〕研究が明らかにしたこと」（670、2018）であろう。驚くことにここには、三田が畑中論を軽んじる以上に、最近の三田や大阪市大グループの相次ぐ研究論文が、一切なかったものとして無視されている。
- 3) 地方文書の整理法について、被差別地域に伝来した古文書類を直接対象としたものは管見の限り原田彦彦と渡辺広のものが知られる。原田「被差別部落文書」（『日本古文書学講座』8雄山閣 1980.03）のものは形式的にも内容上でも農村文書の分類法を敷衍したもの、渡辺のものに若干の独自性が見られたと記憶する（探索したが対象の論稿を確定することができなかった）。被差別部落の庄屋家に伝来した古文書類が「うぶ口」（手付かずの状態）で見つかるといって自体が（多くの皮田村が枝郷として百姓村本村庄屋の行政下にあったのであるから）、一部の地元郷土史家には経験的に知られていたとしても（この場合も百姓村庄屋家文書のなかに含まれたものとして被差別関係文書が見つかる場合が圧倒的であった）、歴史研究者には久しく自覚されず、ましてやこれを古文学史的観点から研究対象にするなどということも、後年藤本清二郎が提起するまでは起こることもなかった（『和泉国南郡福田村福原家文書目録』1993）。実践的には兵庫県部落史研究委員会のメンバーたちが最も多くの部落内文書

に当面し思考し対処したといえるが、『史料目録』（Ⅰ・Ⅱ・追加 1971～73）は公刊されたが、分類整理のマニュアルを共同作成するまでには至らなかった。私が一定量のある部落内文書に直面して目録を作成した最初は、町教委の依頼を受け『神埼郡部落史文書目録 第1集 大河内町篇』（神埼郡上河内町教育委員会 1988）に収めた約1500点からなる野村鶴野家文書であるが、すでに1箱は安達五男（先の兵同史編纂事業のリーダーであり、その後、武庫川女子大学教授となっていた）ゼミの手で開扉されており、うぶ口とはいえず、残り5箱とともに全体千点を目録化した。重要な文書のコピー（全体の7～8割と記憶する）を取り製本（20冊以上になったと記憶する）を町教委にお渡しした。その目録とコピー製本から難解読の書翰・覚えなどを除いて刊本としたものが安達編『播磨国被差別部落庄屋文書（明石書店 1996）である。もっとも本書のどこにも先行した目録もコピー製本の事実も書かれていない。

奥田家文書の整理をした1960年代、被差別部落に地方文書が伝来するということが自体が想定されていなかった。したがって埼玉県の長吏小頭家に伝来した膨大な文書（のちに刊本『鈴木家文書』全5巻 1977～79）の整理・分類をみても一般的な農村文書の分類法が踏襲されている。奥田家の場合も情報が拡散された際には「希有なこと／画期的な発見」と新聞紙上で話題とされた。今日では播磨国多可郡松井家・大西家、関東弾左衛門下の小頭鈴木家文書など数十の被差別部落庄屋・長吏家に伝来した千点を超す量の文書群をもつ被差別部落の事例が確認されている。私自身はある因縁から大坂天王寺悲田院長吏家文書1500点の、非人自らが作成し残した文書の整理に達着することにもなり、フォトコピーを用いての半年がかりでの仮目録を独力で作成した（若干の経過は『被差別民たちの大阪 近世篇』第6話に触れた）。『大阪の部落史』には全くの一部を使用したに止まり、後全体出版のための研究会が立ち上がり2巻の史料集刊行に結実した。最近の例では山城国陰陽師村西尾家に伝来した大量の文書が存在することも明らかになっている。今後こうした被差別集落内に伝存したままとった古文書が発掘・発見されることも珍しいことではなくなるだろう。

ともあれ、当時のそうした事情ゆえに奥田家文書の全点複写と整理、それを手分けして解読し、活字化する作業は試行錯誤の連続であったし、とにかくもベースとして農村文書の分類法を下敷きにするほかなかった。多分事業が終わって来た地点で、委員の各位になにほどの

新しい知見と整理法の試みが浮かんで来たというのが本当のところであったらう。酒井一・三浦圭一からお聞きした限りそういう印象をもった。三田のこうした決めつけは、同研究会の努力と苦闘を根底から否定する言説となりかねないものではないかと思う。

- 4) 三稿まで草稿を書き改めて自身で最終稿とした。それを数人の研究者に読んでもらって意見をもらった。一番多かったのが草場・旦那場についてコメントしてほしいという注文であった。そのため「研究ノート」を別枠で書いてみるなど若干の努力をしてみたが、史料紹介といってよい三田の章に則してコメントすることは無理だった。たたき台にすらならなかった。4点だけ指摘しておく。
 - ①南王子村での「草場・得意場」総体を把握することが第一の課題でなければならなかったはず。それというのも前圭一が提示した梗概はあるが、南王子村に則していえばけっして自明ではないからである。まずそのことがなされていない。しかも朝尾1980論文に高い評価を与えているが、そこでは「村の内部構造のあり方を模式的に示し」、内部にはa行政的庄屋一行刑役 bかわた惣代一死牛処理一皮革業が並列していた（三田18p）という図式だった。そうだとするなら論理的には皮田村の半分だけを見てきたことになるのではないか。共通認識として南王子村の旦那場制についての専論、全体像を提示した研究はないということである
 - ②草場（斃牛馬・獣類処理）・勸進場（お救い・貫い）制を包含する概念として旦那場制とする。このあたりは一定の合意が得られていると思うが、三田はその出発点すら共有していない（それに異論があつてならば問題はないがそうではない）
 - ③勸進場が村に付いている、売買に適さない、という点と、村内の牛馬は草場制の規制をうけない、という論点のはびのみが明らかにし主張し、現在までのところ反論のない指摘であるが通説になっているとは思われない。三田は後者について受容しながら（343p 南王子村民の牛問題）、あたかも学界の通説として典拠を挙げなくてよいと考えているようだ
 - ④稼場について排他的な場は成立しなかったと畑中と同見解をとっている。視野を広げて和泉国の皮田村をみれば、嶋村でも野々村・樫井村でも旦那場の内区分が出来ていたことが明らかになっている。ひとり南王子村だけがそうした区分が成り立たなかったと否定する根拠は示されていない
- 5) 18世紀南王子村の生活構造という視点から私見、いや具体に徹した三田の考察を若干の抽象化を加えながら箇条書き的に指摘しておけば次のことがあるだろう。①庄屋

の相継ぐ交代とその要因を次のように指摘することができるだろう。利右衛門家は儀兵衛・為右衛門との一統（＝一家）を形成して村高140石のうち40石を相互協力で維持している、村役人は持高基準で選出されているが（当時は御上や主流社会の意向が大きい）こうした村政の方向性が一定グループとは相容れなくなる ②奉公人のあり方が入りは紀州、出は渡辺村という明確な流れをもっていること。すなわち渡辺村への皮革・皮革関連業の技術や経験を学んで帰ってくるものが増加する。彼らの中から「都市の華美な風潮に毒された者たち」が村の風儀を変え、また新しい質の富者が生まれてくる ③村外婚は2割程度で村内婚姻が大勢を占めている。したがって村内対立・抗争が血縁・姻戚という外皮をまとめて争われる。村外の2割の範囲は塩穴9が最多だが紀州、布村などの近隣から摂津・河州まで広がっている ④農地・百姓への執着は強く、出作・小作が右肩上がりが増加していく。天明までに出作高は51人133石となり、この時出作年貢差別を訴えた ⑤組頭は5人組頭から構成されているが、通常いうところの組頭は7人程度に止まる ⑥人口の増加は著しい。元禄7年で32戸203人、正徳3年で94戸403人（高持35無高55）、明治4年には417戸持家79借地154借家189人口1984人となる。したがって何度も田地を潰しての建家要求が出る。宝暦5年役所から他村への移転希望を問われ断っていたが（奥351）、正徳3年屋敷地1町1反余が、明和8年には1町6反寛政11年2町3反余と倍増する（奥1・391・910）。文政5年以後は田地の宅地転用を禁じ、王子村へ建家要求したが断られた（奥914・416 再願421）。

- 6) 三田が研究史に学ばなかった一例が宗門帳分析の手法である。宗門帳に登録される単位は家と言われるが、実際は戸である。そしてそれは政治制度の単位である。けれども在地の実情と領主からの圧力とのせめぎ合いで作成される実際の宗門帳には、大きく分けても a 戸（家）b 家族（血縁結合、単婚核家族から大家族・大家族まで）c 世帯（非血縁者の下人・奉公人から食客・居候までを含む）の三様のものが「混在」されてあった（さらに分ければカッコ内の区分がある）。bc は社会組織である。こうした区分が南王子村の万般の分析にとって重要な意味を持つと考えられる。事実三田は c 世帯の内、非血縁の食客・居候を含む世帯を形成している、組頭にして博労の九兵衛へ注意を向けている（4章表6 246p）。せっかく詳細な宗門帳分析をしているのであるから、今後の研究の基礎データの提供ともなる分類・構成であればよかったと思う。

- 7) 歴代村役人一覧（表23）によって、それ以外にも様々な「気づき」「発見」ができる。私的にはたとえば元禄3年生類憐み令下「殺生禁断」を守る一札（奥②1790）が村民56名連署してなされた。袋と本文が異なることなど、いくつか指摘をしたことがある（拙著『被差別民の大阪』近世前期編、12話）。56名がこの時点での全戸と考えてきた。ところが三田本表23によれば、前後やや空白があるが、貞享5年・元禄10年時庄屋太兵衛・年寄弥左衛門・助右衛門体制が続いていたと推定される。ところが56名の署名にこの3人はない。村役人宛に提出した一札だったと思われる。さすると元禄3年時の戸数は59戸であったことになる。元禄8年には死牛取崩しの一札（奥②1791）が村役人宛提出される。24名が死牛株持ちと思われる。いまだ処理人足が固定しておらず、処理不始末の責任は株主であったと思われる。その24人の内兵右衛門ら5人は2年後元禄10年百姓惣代など、村百姓層の主要メンバー9人のなかに5人が入っている。すなわちまだ村行政機構と皮田「役」制が分離していない。先の3年文書とともに、これら草場一札の正本（押印あり）が庄屋文書に入っていることが、そのことを傍証している。
- 8) 南王子村研究の出発点となった『ある被差別部落の歴史』（岩波新書）を、三田は被差別視と内部構造を関連させる姿勢の弱さ（8p）と切って捨てるように問題点とした。けれども19世紀のことになるが、村内有数の高持ちであった五兵衛とならぶ嘉兵衛の、農閑に商いをおこない金融（要するに高利貸し）する実態を明らかにするなど（新書p50～）、三田がほとんど農地所持・小作に拘泥するあまり、他の経営・生業に目配せのないのとは異なり、よほど実像に近づいていると思える。その後のことであるが、山崎隆三は近世社会の致富の最大値は高利貸しだと断言する。
- 9) 部落問題研究者集会（『部落問題研究』228）で三田が応答でこだわった論点のひとつが、村全体としての収支構造で農業の占める割合が16%しかないと、英語圏の部落史文献にある数値に強く反論している点。それは天保期のものでなく幕末（弘化～嘉永）のものだと断りを入れているが、三田の反論の熱心さの底にある庄屋利右衛門側の「農本主義」（皮田村に即せば皮田百姓意識）に、三田がどっぷりと浸かっていることがよく示されている箇所だろう。三田の強烈な反論の底を探ってみれば、利右衛門に沿いながら南王子村を解明してきたが、それは所詮村民史の5分の1、6分の1程度の「村経済」、つまりはごくごく小さな部分しかフォローしていないことが明

るみにでてしまうことが我慢ならないという態度に他ならないのだろう。ここで直接取上げられているのは「村方改革仕法」(奥④384)である。早い段階で活字化され、村全体の経済構造を示した希有な史料であったため、多く活用・引用された史料のひとつである。『部落史史料選集』2巻でも最適任者の高市光男が3点の類似史料を丁寧に分析している。史料批判を行うなら先行研究の吟味のうえに、公平な態度(田畑収支とそれ以外の収支を、同じ比重をもっての批判的吟味をしたうえで扱うこと)で分析・解明すべきであろう。

- 10) 皮田村経済構造のなかに「雑業」概念が持ち込まれたのは刊本『播磨国皮多村文書』研究が進展し、播磨西部地域の皮田村にほとんど例外なく人口増が現れることをどうみるか、という解答として、斃牛馬処理(稲田耕一)とならんで、いやあまりに死牛馬処理に偏りすぎる議論を相対化するものとして真岡二郎(内田九州男)が宍粟郡下比地の事例を論じて「プラス雑業」を提起したことに始まる(「一皮多村の階層分化と人口増」『部落問題研究』29、1971.2)。後になって壬申戸籍や明治4年戸籍の分析が本格化すると旧皮田村の場合農業以外はほとんど雑業として一括されていることが明るみに出て、「雑業」の内実が問題化する。と同時に雑業規定が持つマイナス・イメージを払拭するためにも歴史具体的な規定をすべきだとの批判もでてくる。なお農村部落の人口増問題は宗門帳の整った『奥田家文書』によって、先駆的には高市により自然増であることが証証されたことも研究史的には大きな意味もあった。その後私は在方の場合には自然増が基本であり、旦那場権(勸進+草場権)が当該皮田村人口の大枠を規定していたとした。また都市部落=皮多町では社会増(流入)を伴うことを基本的な動静として明らかにした。

雑業の実態とは何をさすのか。私は①節季的労働(季節ごとに仕事内容が変わる)②皮革業ならびに皮革関連業(牛馬運送・博労・食肉業を含めて捉える)③前期的労働者(日傭・農業労働)を具体的な実態として提起した。「雑業」のイメージに相即しているのは旦那場の仕事(雪駄・履物直しや掃除・大道芸などは淵源をたどれば勸進・草場に依拠しているとみなされるため)と①にあげた節季的労働と③の日雇い・農傭などが、代表的かつ象徴的なものであった。皮多町においては社会増を支えたなによりの仕事が雪駄を軸とする履物製作作業と売り、そして直しであった。

- 11) 「利右衛門はどこから来たのか」これまで誰も提起しない

が、私にあって年来の疑問をここで披瀝してもどうなるものでもない。常識的にいえば利右衛門家が村の草分けだったことは間違いないと漠然と思っていたが、改めて原点に立ち返れば、そして三田の成果に学べば、慶長9年「信太郷かわた村御指図」・延宝7年王子村・(かわた)王子村どちらの検地帳にも、また移転以前の残された文書にも利右衛門名をみることはできない。直前元禄10年5月惣之池訴訟でも有力村民連署11人のなかに彼の名はない(奥⑮54p)。移転まもなくかつての居住地は「古屋敷」と呼ばれ、その高付と名請人が記録された(奥⑦898)。ここに28名と寺が所持者として書上げられているが、そこに利右衛門名はない。移転直後庄屋とすれば、彼の年齢が知れる寛延3年で63歳、就任時10代、つまり先代のこととなる。庄屋となって18年後の享保元(1716)年持高9石からみて、就任時は卓越した持高でもなかった。移転後一貫して利右衛門名を襲名していることから考えれば、移転と同時に現れたとしかいいようがないが、転入者が即庄屋を襲うこともまた考えにくい。移転後いつしかかつての村居住地「除地古屋敷三反八畝二八歩」を所持していること(奥⑦999p)のような経緯で利右衛門の所持となったか非常に疑念が大きい。「古い話なので資料なし」と注記するが、享保14年9月には一部を作右衛門が所持しているからである)、初期庄屋源太夫が祖先だとか、惣道場である西教寺は我が家が守ってきた(古屋敷の寺地は享保17年時にも権右衛門所持地 奥⑥508)などの後の、伝説創出からすると、入婿(娘婿)か、移転のどさくさに紛れ旧家の血縁者ともども名乗って登場したのかしら、というのが妥当なところかと思ってしまう。実力者と認知されながら、村民多数の帰依・支持のないことが何に起因するののかの「解」のひとつかもと考えさせられてしまう。

- 12) 農業経営を最重視する三田がなぜ触れないのか分からないが、免率は七ツ三分、2年後慶安2年八ツ六分という、多分この地方でも他に見られない高い年貢率になっている。年貢上納にあえぐのは目にみえている。にも関わらずその道を選んだということである。三田が紹介している新史料上代村に下された夙村免定でも租率は高い(上代四ツ四分/夙村六ツ四分)。これは当該地域被差別集落に共通しているのか。偶発事例なのか。

- 13) 一つの村が全戸移転するという、また南王子村史においても画期となる重要な「運動」にも拘わらず、三田の最新の研究によっても、実際の経過や移転の具体、地割・家割、道作りから家作までほとんど分かっていないよう

だ。移転前元禄4年には折からの強風に煽られ、「古屋敷」全戸が一度全焼した事実（奥⑤2708）も三田は触れず重視していないようだが、移転用材はそのまま用いることができ移転先での建屋を容易にしたことは疑いないだろう。但し幕末の「村方由来書」には元禄7年12月19日村が「(王子村によって)焼捨られ」た（奥⑥615）とある。記憶の錯綜でないとするれば、どの程度かにもよるが、移転直前に多くの家が新たに建て直されたのは事実だろう。ともあれ元禄11年3月に全戸移転の願いが出され（奥⑥506）、翌12年11月にはかつての居住地を字「古屋敷」として高付けされているのであるから（奥⑦898）、それまでに移転完了していることは動かない。

- 14) 藤本清二郎は和泉国南郡福田村庄屋福原家に伝来した皮田村である嶋村に関わる2000点近い文書を公刊（『和泉国かわた村支配文書』上下巻 1999・2001）した際に、嶋村を一村立と認識しながらも福田村庄屋を「預り支配」と規定した。「大庄屋支配のようにもみえるが、同家が大庄屋を勤める以前から嶋村支配は存在している。…嶋村の高は福田村の村高に含まれておらず枝郷と規定することは出来ない」（上記史料集上 6p）とした。この提起をうけて枝郷論の見直しをすべき時期にきているのかもしれないが、私見では「預り支配」は取次制の範疇に包含して整序できると考える。知行状や郷帳（これらは幕府公式文書という意味で幕府から）に独立した村と把握されながら、藩（あるいは代官所）にあつて従属村として扱われる村として取次制があり、播磨東部や三但地方に見られる。皮田村庄屋の上に百姓村の取次庄屋があり、取次庄屋の奥書・奥印なくては公式の訴願ができない行政的仕組みである。取次庄屋をめぐる村方騒動も播磨東部では盛んに起こっている（加東郡三枝家文書など）。
- 15) 1997年の頃だったと思うが、直近に出された著書（多分『都市と近世社会を考える』朝日新聞社）に更池論文が入っていなかったことを問うと、史実的に断定や間違いがあるので、と最後ははっきりとは断言されなかったが入れなかった理由を述べられた。率直に惜しいと思い、私は部落史の枠を越えた近世史の広い視野からの、多くの示唆に富む内容を持ち、個々の不足を補って、部落史への刺激となったノートだと言ひ、ぜひ次回機会があれば収録してほしいとお願いした。それが腰押しになったかは分からないが著作集7巻には収録された。そのことと書かれていることを金科玉条手放しで褒めることは違うだろうと考える。
- 16) 近世慶長・寛永期の国絵図・郷帳書上の史実はいまだ確

定的ではないが、正保・元禄・天保の国絵図・郷帳書上事業については一定の研究蓄積がある。著名なのは元禄で国境を領主間でなく、関係村々の合意に基づくよう幕府は指示し、それがために全国的に境界論争が勃発し幕府提出が大幅に遅れたことなどが知られている。また全国的な延宝検地についても田畑のみならず、山野河海に及ぶ書上げを指示したことなども知られている。大状況をもって当面の課題に結びつけようとするなら、研究史に立脚して、正保国絵図・郷帳についての幕府方針や実地での政策意図などに徹して踏み込むべきであっただろう。だがそれはまったくなされなかった。

- 17) 1章註46（70p）ではお手上げを表明している。正保郷帳作成段階で「捌き庄屋の村よりも出作元村のほうが『出作』の所持地が多い場合は切り分ける」（57p）原則が立てられたとするが、すでに（かわた）王子村はなく、王子村に高は合体しているのであるから、元村とは王子村ということになる。だが実際はそうではなく、元村になんらの高（屋敷地は免除地、そして村領はない）を持たない（かわた）王子村に免定が出されているのである。もう少し広く舞村・夙村（原田村）の去就（舞村30石の村は成立し、村高154石の夙村は併呑された）を視野に入れたならば、三田の大状況がそれを証拠だててくれないことが一層明らかになるだろう。
- 18) 当面のび「被差別民社会論序説」（大阪市大人権問題研究センター紀要14、2014）を参照してもらおうことしか用意がない。和泉国の定住系被差別集落に焦点を合わせた論稿として、まず第一に挙げるべき文献は三浦圭一の後期の提言「中世から近世初頭にかけての和泉国における賤民生活の実態」（1980。後『日本中世賤民史の研究』部落問題研究所、1990）所収）であろう。三田はそれさえも参照した様子がない。三田の序章に沿っていえば（当人が意図しないことではあるが）1980年という年は、藤本清二郎の歴科協14回大会の準備ペーパーと報告（藤本『近世賤民制と地域社会』清文堂、1997、第11章に両方主要部分を掲載）で、領主権力と地域社会の起象を相対的に区分する提起をおこなった。三田の高く評価した朝尾レポートはその準備報告で行われたものであり、三浦の報告はその大会でのもうひとつの発表だったのである。顧みればこの3報告が（その時点で刺激を与えたというほどの衝撃は起こらなかったと記憶するが）、たとえば「雑種賤民」研究を深める足がかりとなるなど、やがて大きなうねりとなって部落史観の転換を用意したのである。
- 19) 1村立の問題、南王子村自体はやや早い達成だが、すぐ

後には畿内の皮田村ではいくつも1村立を勝ち取っている。それらと南王子村がどうなのかと問われたら、但馬・丹波では大坂城代などの宛行地となり、小高も含めて、皮田村も含めてできるだけ高を分けている（長期的にみれば当地域も同様の経過をたどっている）。皮田枝郷制問題は研究史的には丹波篠山藩（岡光夫・嵐瑞徹ら）の研究が発点になっていた。畑中がそれらの先行研究を無視したか軽視したかの問題である。畑中本村付体制論の問題は三田の指摘する点にあるのではない。畑中本村付とは「政治的従属」（畑中『近世村落社会の身分構造』二章冒頭）のいいであるが、私が主張したのは行政形態である。三田がこれを行政形態と位置づけるならば、畑中論でなくのび論「枝郷制論」に位置づくるものである。それについてもせめて白井「大和川付替による河内国矢田部落の集落移転について」（寺木・藪田編『近世大坂の被差別民社会』清文堂、2015）あたりは読むべきではなかったか。寺木・藪田編集本は手にとってみているようだ。

- 20) 白井「『解放令』反対不穏情況の分析－「諸稼売買等破談不通」取極めを手がかりに」（好並隆司編『明治初年解放令反対一揆の研究』明石書店 1987）には当該期に顕現化する事態について網羅的に事例が紹介されている。皮田の糧道を断つ広範囲の動向は、近年の歴史学で公然と指摘されるようになった「新政反対一揆」での被差別民への暴力・殺害に及ぶ「民衆的暴力」と並んで、いやその前提的な史実として改めて論じられるべきものである。
- 21) 與那覇潤『荒れ野の六十年』2020、p89、初出は2010、依拠文献として提示されているのは稲葉継陽『日本近世社会形成史論』2009
- 22) 「一村二制度」が近代の戸長制まで引き続いたことは1872年正月、堺県より利平治（利右衛門家）に庄屋役を命じられた際、村は高を二分しており、今一人の庄屋である参十郎へも庄屋職を命じてくれるようお願い出た「申上」（南④1150）、村自治のためには二人庄屋と伍長22人・「探索」役6人、それに他村から入れた「廻り役」（旧来の非人番、解放令までこの村には非人番制が許されなかった）をもって治めるゆえ、旧来の二人庄屋に「帰役」してほしいとの「御歎願」（南①778）によって明らかである。けれども従来この「一村二制度」問題を重視した研究はなかった。そのためもあり5章まで議論を進めたかったのではある。

謝辞

本ノートを書くにあたり、三田の諸論文の収集や、新和泉市史の編纂、さらには南王子村史研究の先行業績の内コピーその他で、手持ちのないものを集めるについて、次の諸機関・個人に多大なお世話をおかけした。一括であるが御礼を申し述べたい。部落解放・人権研究所、大阪人権博物館、和泉市教育委員会生涯学習部文化遺産活用課、和泉市人権文化センター資料室、勝男義行・藤野徳三・高木伸夫、である。

なお本稿掲載に際しては野口道彦・広岡浄進両氏、そしてなにより査読者氏には大変なお世話になった。記して謝したい。

表 1 南王子村研究文献・論稿一覧（発表年順）

筆者	論 題	発表誌	号または刊行	年月	備考
浅野 安隆	近世未解放部落成立の一過程—泉州泉州郡南王子村の場合—	部落問題研究	11	1962. 5	後遺著『近世大和の身分制』（部落問題研究所、1999）に収録
編纂委員会	和泉市史第二卷		和泉市	1968.05	多数の奥田家文書所収
研 究 会	奥田家文書 第 1 卷		大阪府立中之島図書館	1969.03	～ 15 卷（1976. 04）
森 杉 夫	近世未解放村落の貢租	日本歴史	259	1969.12	後自著『近世徴租法と農民生活』（柏書房、1993）に収録
森 杉 夫	天明の千原騒動	部落解放	6・8	1970	
森 杉 夫	天明期の百姓一揆—泉州一橋領知の場合	社会科学論集	1	1970. 3	（大阪府立大学）後自著 1993所収
生瀬 克己	近世後期に於ける被差別部落の人口変動について—和泉国泉州郡南王子村の場合	経済学雑誌	63—6	1970.12	
森 杉 夫	近世未解放部落の成立と生活	部落解放	21	1971	
森 杉 夫	千原騒動をめぐって 上・下	高石市郷土史研究紀要	4・5	1971. 3	高石市教育委員会
奥田 久雄	「奥田家文書」史料解題	部落解放	29	1972.07	
高市 光男	近世部落の人口動態とその経済的背景—和泉国南王子村の場合	新しい部落史像を求めて	1	1974.10	西播地域皮多村文書研究会
寺 木 伸 明	江戸時代における被差別部落の農民層分解—河内国丹北郡更池部落および和泉国泉州郡南王子村を中心に	部落解放研究	4	1975.03	後自著『近世部落の成立と展開』解放出版社 1986所収
高市 光男	江戸時代後期の部落の人口動態—和泉国泉州郡南王子村の場合	部落問題研究	45	1975.06	
高市 光男	南王子村の土地所有について	新しい部落史像を求めて	2	1975.08	西播地域皮多村文書研究会
森 杉 夫	死牛馬買仲間について	社会科学論集	6・7	1975.12	
森 杉 夫	近世部落の諸問題		堺市同和地区古文書調査研究会	1975	堺市の部落史であるが多くの事例を南王子に求めている
刊 行 会	大阪府南王子村文書第 1 卷		和泉市立図書館	1976.03	～ 5（1980.03）
前 圭 一	近世かわたの鬣牛馬処理権	近世部落史の研究上	雄山閣	1976. 4	兵庫県下の事例集積とともに当村の史実がベースになっている
村 崎 信 夫	皮多村村方騒動の構造と展開	近世部落史の研究下	雄山閣	1976. 4	当村が章で分析対象になっている
高市 光男	近世部落の人口動態とその背景—和泉国泉州郡南王子村の場合	近世部落史の研究下	雄山閣	1976. 4	
畑 中 敏 之	近世後期における「かわた村」の動向—「かわた村」村方騒動の考察を中心に	部落問題研究	51	1976	後自著1990『近世村落社会の身分構造』所収
小野田 栄子	幕藩制解体期における賤民身分をめぐる諸動向—「解放」の基礎条件と百姓身分との対立	日本史研究	181	1977	
森 杉 夫	予断と偏見に基づく吟味・処罰	社会科学論集	8・9	1977.12	
森 杉 夫	御取箇小前皆済勘定帳（1）～（3）	部落問題論集	2～4	1978.03	～ 79.09
森 杉 夫	明治初期の村格一件	部落問題論集（大阪府立大学）	2	1978. 3	「村格一条二付御用留」史料紹介
森 杉 夫	竹皮値下げ運動をめぐって	歴史研究	19	1978.12	（大阪教育大学）、後自著1993に収録
森 杉 夫	近世部落の年貢負担—和泉国泉州郡南王子村の場合 1～3	郷土の歩み	6～8	1978.12	和泉市立解放総合センター編集委員会
盛田嘉徳・岡本良一・森 杉 夫	ある被差別部落の歴史		岩波新書	1979	
森 杉 夫	出作をめぐる差別と争論	大阪府立大学紀要人文・社会科学	27	1979. 3	刊本『奥田家文書』未収録史料を用いている
森 杉 夫	幕末期の竹皮値下げ運動	東大阪市史紀要	11	1979. 3	

『人権問題研究』第18号

筆者	論 題	発表誌	号または刊行	年月	備考
森 杉 夫	農村部落の屋敷地年貢	『近世部落の史的 研究』上	部落解放研究所	1979. 6	
森 杉 夫	魁牛馬の処理制	しおあな研究	3	1980. 3	
森 杉 夫	鎮守勧請一件	同和問題研究	4	1980. 3	(大阪市立大学同和問 題研究室紀要)
森 杉 夫	地主・小作関係をめぐって	郷土の歩み	9	1980. 3	
木下明純	惣の池と水路—郷土の水と農業 1～2	郷土の歩み	9・10	1980.08	
藤本清二郎	近世賤民制の展開と地域社会—泉 州南王子村を中心として	歴史評論	368	1980.12	後半のみを11章として『近世賤民制と地域 社会』1997所収
三浦圭一	中世から近世初頭にかけての和泉 国における賤民生活の実態	歴史評論	368	1980.12	後1990遺著『日本中世 賤民史の研究』部落問 題研究所所収
森 杉 夫	近世部落の成立と生業		堺市教育委員会	1980.12	
畑中敏之	近世村落社会と「かわた」—大坂 周辺における「本村付」体制の分 析を中心に	近世大坂の史的分析	御茶の水書房	1980	後1990自著『近世村落 社会の身分構造』部落 問題研究所所収
中尾健次	泉州南王子村における「末子相続」 の分析—ある被差別部落における 「家」観念	歴史研究(大阪教育 大学)	18	1981	
小西愛之助	落牛一件—和泉国南王子村と和泉 国豊田村との	関西大学部落問題研 究室紀要	8	1982. 3	
内田九州男	泉州信田聖明神社氏子一件	部落	445	1984.06	
森 杉 夫	南王子村の歴史	郷土の歩み	特別号	1985. 8	巻末に「村格一条」所収
松田武	近世村落の死亡・婚姻・出産—和泉 国南王子村の宗門改帳から	人口学研究	14	1991. 5	
森 杉 夫	千原騒動書付留	高石市郷土史研究紀要	10	1992. 3	高石市教育委員会
久留島浩	幕末維新期における「地域社会」 と「かわた」村—泉州南王子村を 中心に	部落問題研究	117	1992. 6	
藤野徳三	江戸時代における南王子村の雪踏 産業	郷土の歩み	23・24	1992.03	
森 杉 夫	庄屋二人制一件—泉州南王子村の 場合—	部落解放	87	1992. 8	遺稿
森 杉 夫	近世徴租法と農民生活		柏書房	1993	近世未解放部落の貢租 他2篇の関係論稿収録
久留島浩	「一村立ち」の村の自画像—和泉 国南王子村の場合	歴史を読みなおす	13	1994. 8	朝日新聞社
前 圭 一	近世「かわた」の入稼場—その特 徴と構造	大阪経済法科大学論集	55	1994	
酒井一	南王子村の高札場	郷土の歩み	25・27	1994	～1996
畑中敏之	近世「かわた」村の雪踏稼	ヒストリア	149	1995	後自著1997『「かわた」 と平人』かもがわ出版 所収
森 杉 夫	史料紹介 和泉国王子村関係史料 (1) 年々御取箇立会割賦覚帳	関西大学人権問題研 究室紀要	33	1996.06	
森 杉 夫	和泉国南王子村関係史料 (2) 年々 御取箇立会割賦覚帳	関西大学人権問題研 究室紀要	34	1996.12	
藤本清二郎	泉郡南王子村の形成と太閤検地	近世賤民制と地域社会	清文堂	1997.02	3章
藤本清二郎	地域社会の秩序と南王子村の「一 村立」	近世賤民制と地域社会	清文堂	1997.02	11章
酒井一	解放令と相撲興行	郷土の歩み	28・30・31	1997	～2000
白井寿光	「南王子村村格一条」の拡げる世 界—リパティ大阪特別展『高札』 によせて	大阪の部落史通信	14	1998. 6	
飯田直樹	賤称廃止令前後の地域社会—南王 子村—平民祝恐相撲を題材にして	歴史評論	611	2001. 3	
乾 武俊 他	遠田良善日記	部落解放・人権研究所	解放出版社	2001	
西尾泰広	安政年間村方入纏一件よりみた南 王子村	部落問題研究	162	2002. 1	

三田智子『近世身分社会の村落構造』と南王子村研究の課題

筆者	論 題	発表誌	号または刊行	年月	備考
飯田直樹	明治前期の南王子村の社会構造—西教寺婦依不婦依一件を素材として	部落問題研究	164	2003. 4	
横山芽衣子	維新変革期の地域と民衆—南王子村西教寺婦依不婦依一件をめぐって	部落問題研究	170	2004. 9	
西尾泰広	近代前期南王子村の社会構造	部落問題研究	173	2005. 8	
西尾泰広	かわた村—和泉国南王子村の一九世紀	『都市の周縁に生きる』	吉川弘文館	2006.12	
西尾泰広	史料紹介 中野三憲著「概況一斑 大阪府泉北郡南王子村」(一九一四年一月)	部落問題研究	175	2006. 4	
三田智子	十八世紀中期の南王子村の村落構造	部落問題研究	175	2006. 4	後2018自著『近世身分社会の村落構造』部落問題研究所所収
三田智子	泉州南王子村における村落構造の変化	部落問題研究	185	2008.06	後2018自著所収
西尾泰広	戦間期における未解放部落の社会構造と地域支配構造	近代大阪の地域と社会変動	部落問題研究所	2009	
乾 武俊	連続講座 泉州南王子村の民俗伝承—ムラの古老たちの語り、その意味を問いつづけたい		和泉市立人権文化センター	2010. 3	
樫葉祐香子	近世被差別民の「学び」に関する一考察—和泉国泉郡南王子村を中心に	教育実践研究	5	2010. 3	大阪教育大学教育学部附属教育実践総合センター
三田智子	泉州南王子村における人口増加と出作・小作	部落問題研究	194	2010.11	後2018自著所収
高 阪 謙 次	南王子村の部落形成史(1)—信太明神境内から古屋敷まで	椋山女学園大学研究論集	41	2010	
三田智子	泉州南王子村と地域社会—文政一—一年信太明神御室御所祈願所一件を通して	塚田編『身分的周縁の比較史』	清文堂	2010.06	
三田智子	信太明神社と信太郷—宝暦期の社僧・社家・氏子間争論	市大日本史	15	2012.05	
三田智子	明治前期における泉州南王子村と信太地域	身分的周縁と地域社会	山川出版社	2013.03	
三田智子	十九世紀泉州南王子村の村落構造—博奕問題を手がかりに	ヒストリア	241	2013.12	
高 阪 謙 次	南王子村の村落形成史(2)—明治5年における居住状況	椋山女学園大学研究論集	44	2013	
のびしょうじ	皮田用村牢「境の内」について	近世大坂と被差別民社会	清文堂	2015.02	寺木伸明・藪田貫編
三田智子	近世和泉国におけるかわた村と地域社会—泉郡信太地域を事例に	歴史評論	782	2015.06	同775(2014.11)に準備コメントあり
編集委員会	和泉市の歴史4 信太山地域の歴史と生活		和泉市	2015	2章南王子村については三田智子執筆
高 阪 謙 次	泉州南王子村の村落空間形成		風媒社	2016. 2	
三田智子	身分的周縁論とかわた村研究	歴史評論	801	2017.01	
西村裕子・のびしょうじ	モノが語る歴史—雪路と綱貫	『播磨白鞆の史的 研究』第三章	西播地域皮多村文書研究会	2017.09	
三田智子	近世身分社会の村落構造		部落問題研究所	2018. 3	
畑中敏之	〈南王子村の歴史〉研究が明らかにしたこと—「奥田家文書」の研究史的意義	日本史研究	670	2018. 6	

- * 著作刊行物は著者名をゴシックで表示した。但しパンフレットに類するものは通常の扱いをしている。
- * 『奥田家文書』15巻『大阪府南王子村文書』5巻『大阪府南王子村文書・奥田家文書総目次・索引』の記載は除いた。
- * その後南王子村に関するまとまった史料の収録された『大阪の部落史』1～3・9巻についても記載を省略した。
- * 和泉市立解放総合センター編集委員会『郷土の歩み』は1976年11月創刊、2001年3月までに32号が刊行されている。多くの論稿が収録されているが独立文献としては基本的に省略した。
- * 明治前期は含めるが、それ以降の近現代史については当面除く。
- * 通史などを含め南王子村に言及した論稿や著作は少なくないが多くは省略した。
- * 文献作成・追記協力者 和泉市人権文化センター資料室・勝男義行。